

平成18年度  
秋田県包括外部監査報告書

秋田県包括外部監査人



## 目 次

I	監査の概要.....	3
1	監査の種類.....	3
2	監査の対象と選定した理由.....	3
	(1) 監査の対象.....	3
	(2) 選定した理由.....	3
3	監査の視点.....	3
4	監査の方法.....	4
5	監査期間.....	4
6	監査の実施体制.....	4
II	監査対象の概要.....	5
1	公益法人との随意契約.....	5
2	公益法人に対する平成17年度の契約のうち、随意契約の割合.....	13
3	秋田県が所管する公益法人に対する県のチェック機能について.....	14
III	監査の結果.....	16
1	危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託の契約単価等について.....	16
2	秋田県職員寮について.....	18
3	財団法人地方自治情報センターとの取引について.....	20
4	自治体職員協力交流事業・海外技術研修員受入事業業務委託の諸経費について.....	22
5	高齢者相談総合センター運営事業委託の予算について.....	24
6	ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託の実施状況について.....	26
7	障害者社会参加総合推進事業（視覚障害者関係）の収支決算について.....	27
8	秋田県健康増進交流センター管理委託業務について.....	29
9	総合保健センター管理運営委託の委託先の決算について.....	30
10	脳卒中発症者通報事業委託について.....	32
11	秋田県災害・救急医療情報センター運営委託について.....	34
12	秋田県環境保全センターの管理運営委託業務内容の抜本的見直しについて.....	35
13	家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託委託料精算等について.....	37
14	県産品普及宣伝対策事業の実施内容について.....	40
15	貿易促進普及啓発事業の実施内容について.....	42
16	エージェント・マスコミ等招待事業の効果について.....	44
17	秋田うりこみ隊イベント活用PR事業の実績報告書について.....	46
18	冬季インターネット広告掲出事業の効果について.....	49
19	地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託の随意契約理由について.....	50

2 0	宅地建物取引主任者証交付事務委託の経費算定について .....	52
2 1	県営住宅管理等業務委託における家賃収納について .....	54
2 2	秋田空港駐車場料金徴収事務委託について .....	56
2 3	体育施設管理委託の実績報告書等について .....	57
2 4	秋田県英語能力判定テストを受けなかった生徒に対するフォローについて .	59
2 5	青少年交流センター維持業務委託について .....	60
2 6	交通事故防止業務委託の地区ごとの予算配分について .....	63

# I 監査の概要

## 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

## 2 監査の対象と選定した理由

### （1）監査の対象

公益法人との随意契約

### （2）選定した理由

現在、国が所管する公益法人に対する随意契約については、各省庁において見直しが進められているところである。国の調査によれば、民間企業などでも行うことができる契約について、長年見直しがないうまま公益法人との契約が行われていた実態が報告されている。

国と同様に、自治体においても、こうした契約について常に見直しを行う必要があり、改革の機運が高まっていると考えられるため、監査の対象として選定した。

## 3 監査の視点

公益法人との随意契約が、

- ① 法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ② 法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか
- ③ 関係法令等に基づき適正に行われているか

等に留意し、経済性、効率性、有効性、合規性の観点を重視して監査を実施した。

#### 4 監査の方法

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 契約に関する稟議書、見積書、契約書、実施報告書等の資料及び公益法人の財務諸表等の閲覧
- ② 所管部署等関係者に対する状況聴取及び質問
- ③ その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続

#### 5 監査期間

平成 18 年 7 月 26 日から平成 18 年 12 月 2 日まで

#### 6 監査の実施体制

包括外部監査人

公認会計士 大坪 秀憲

包括外部監査人補助者

公認会計士 萩野 眞司

会計士補 武村 展英

## Ⅱ 監査対象の概要

### 1 公益法人との随意契約

平成 17 年度の公益法人との随意契約は以下のとおりである。

このうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）の規定に基づいて随意契約によった契約を中心に監査した。

- ・ 「監査対象」、「監査結果・意見」の欄は、それぞれ監査対象としたもの、監査結果・意見としたものに該当するものについて○を付している。
- ・ 教育庁及び警察本部については、契約数が膨大であるため、監査対象としたものについてのみ列挙している。

#### ① 知事公室所管

(単位：円)

番号	件名	契約先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	秋田県総合公社本部事務委託	(財)秋田県総合公社	56,092,476	○	
2	知事公舎非常通報装置保守委託	(財)電気通信共済会	76,860		
3	点字広報「県政だよりあきた新時代」作成発送業務	(社)秋田県視覚障害者福祉協会	1,972,800		
4	秋田県航空基地庁舎清掃業務委託	(財)雄和環境保全公社	124,740		
5	消防統計電子計算処理業務委託	(財)消防科学総合センター	607,950		
6	火災予防団体育成事業委託	(財)秋田県消防協会	2,550,000		
7	消防団員教養研修事業委託	(財)秋田県消防協会	1,440,000		
8	危険物・消防設備士免状作成業務委託	(財)消防試験研究センター	6,451,448	○	○
9	秋田県消防設備士講習事務委託	(社)秋田県消防設備保守協会	2,981,160	○	
10	危険物の取扱作業の保安に関する講習業務委託	(社)秋田県危険物安全協会連合会	9,822,624	○	

## ② 総務企画部所管

(単位：円)

番号	件名	契約先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	職員寮運営委託	(財)秋田県職員互助会	14,592,000	○	○
2	ライフプランセミナー研修業務委託(退職準備型)	(財)秋田県職員互助会	133,620		
3	軽油流通情報管理システムの運用業務委託	(財)地方自治情報センター	5,825,400		
4	たばこ流通情報管理システム運用業務委託	(財)地方自治情報センター	1,577,520		
5	地方消費税都道府県間精算システムの運用業務委託	(財)地方自治情報センター	493,500	○	○
6	利子割還付調整システムの運用業務委託	(財)地方自治情報センター	387,450	○	
7	自動車税分配テープ作成業務委託	(財)地方自治情報センター	5,100,993	○	
8	「全国町・字ファイル」の保守及びメンテナンス・データの提供委託	(財)地方自治情報センター	189,000		
9	市町村分普通交付税算定事務の電算処理業務委託	(財)地方自治情報センター	3,371,130	○	
10	住民基本台帳ネットワークの監視及び保守に関する業務委託	(財)地方自治情報センター	55,360,270	○	
11	第62回国民体育大会平成17年度バス輸送対策業務委託	(社)秋田県バス協会	2,891,021		
12	県立中央公園施設改修計画基礎資料作成業務委託	(社)秋田県建設技術センター	934,500		
13	第7回全国障害者スポーツ大会平成17年度バス輸送対策業務委託	(社)秋田県バス協会	468,374		

## ③ 学術国際部所管

(単位：円)

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	多言語生活関連情報誌「橋梁」(ちやおりん)作成事業業務委託	(財)秋田県国際交流協会	871,500		
2	日本語指導者研修事業業務委託	(財)秋田県国際交流協会	182,782		
3	秋田県自治体職員協力交流事業業務委託	(財)秋田県国際交流協会	1,917,990	○	○
4	秋田県海外技術研修員受入事業業務委託	(財)秋田県国際交流協会	13,548,376	○	○
5	都市エリア産学官連携促進事業	(財)秋田県木材加工推進機構	1,906,000		
6	戦略的共同研究プロジェクト推進事業	(財)秋田県木材加工推進機構	4,979,000	○	
7	戦略的共同研究プロジェクト推進事業	(財)あきた企業活性化センター	4,974,000	○	
8	戦略的共同研究プロジェクト推進事業	(財)あきた企業活性化センター	4,948,000	○	
9	登記事務委託	(社)秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	6,011,215		



## ④ 健康福祉部所管

(単位：円)

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	沖縄「千秋の塔」清掃維持管理委託	(財)沖縄県戦没者慰霊奉賛会	382,200		
2	介護実習・普及センター運営事業委託	(財)秋田県長寿社会振興財団	19,075,000	○	
3	訪問介護員適正実施研修事業委託	(財)秋田県長寿社会振興財団	695,000		
4	高齢者総合相談センター運営事業委託	(財)秋田県長寿社会振興財団	30,063,000	○	○
5	秋田県海外移住者敬老祝金支給事務委託	(財)秋田県国際交流協会	2,625,453		
6	ケアマネージメントリーダー活動支援事業委託	(財)秋田県長寿社会振興財団	3,564,000	○	○
7	福祉用具・住宅改修研修事業委託	(財)秋田県長寿社会振興財団	2,413,000	○	
8	介護保険サービス情報提供事業委託	(財)秋田県長寿社会振興財団	330,296		
9	地域包括支援センター職員研修事業委託	(財)長寿社会開発センター	880,000		
10	知的障害者本人活動支援事業	(社)秋田県手をつなぐ育成会	891,000		
11	障害者社会参加総合推進事業(視覚障害者関係)	(社)秋田県視覚障害者福祉協会	1,173,200	○	○
12	歯科保健医療推進対策事業委託	(社)秋田県歯科医師会	13,775,150		
13	自殺予防対策研修事業	(社)秋田県医師会	1,000,000		
14	健康運動指導者研修会実施委託	(財)秋田県総合保健事業団	343,000		
15	全県保健師研修会委託	(財)秋田県総合保健事業団	200,760		
16	食生活改善推進員リーダー研修委託	(財)秋田県総合保健事業団	265,360		
17	秋田県健康増進交流センター管理委託	(財)秋田県総合保健事業団	25,403,607	○	○
18	臓器移植連絡調整者設置事業委託	(財)秋田県臓器移植推進協会	6,554,000	○	
19	先天性代謝異常症等スクリーニング精度管理業務委託	(財)日本公衆衛生協会	302,000		
20	総合保健センター管理運営委託	(財)秋田県総合保健事業団	459,327,558	○	○
21	脳卒中発症者通報事業委託	(社)秋田県医師会	618,900	○	○
22	胃がん登録事業委託	(財)秋田県総合保健事業団	2,072,240	○	
23	大腸がん登録事業委託	(財)秋田県総合保健事業団	627,740		
24	結核予防婦人会秋田県連合会員交流研修会委託	(財)秋田県総合保健事業団	142,000		
25	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業委託	(社)秋田県看護協会	1,311,500	○	
26	秋田県災害・救急医療情報センター運営委託	(社)秋田県医師会	10,400,502	○	○
27	在宅医療の推進のための実地研修事業委託	(社)秋田県医師会	973,000		
28	看護実習指導者研修事業委託	(社)秋田県看護協会	2,974,000		
29	ナースセンター事業運営委託	(社)秋田県看護協会	13,177,144		
30	薬とくらしの教室事業委託	(社)秋田県薬剤師会	450,000		
31	医薬品等情報伝達事業委託	(社)秋田県薬剤師会	514,973		

## ⑤ 生活環境文化部所管

(単位：円)

番号	件名	契約先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	芸術文化活動振興事業委託	(社)秋田県芸術文化協会	5,197,000		
2	秋田県民会館自主事業開催業務委託	(財)秋田県総合公社	11,792,819		
3	秋田県民会館管理委託	(財)秋田県総合公社	106,097,536	○	
4	消費者啓発事業委託	(財)秋田県婦人会館	300,000		
5	秋田県ゆとり生活創造センター管理委託	(社)あすの秋田を創る協会	62,747,000	○	
6	花のまちづくり運動推進事業委託	(社)あすの秋田を創る協会	450,000		
7	秋田県中央男女共同参画センター管理業務委託	(財)秋田県婦人会館	19,577,000	○	
8	秋田県南部男女共同参画センター管理業務委託	(財)秋田県婦人会館	12,838,000	○	
9	女性チャレンジ支援事業委託	(財)秋田県婦人会館	1,018,489		
10	男女共同参画情報誌発行业務委託	(財)秋田県婦人会館	3,618,300		
11	ネットワークで参画パワーアップ事業委託	(財)秋田県婦人会館	4,473,168		
12	自家用電気工作物保安管理業務委託(18年度分債務負担)	(財)東北電気保安協会秋田事業本部	524,784		
13	能代産業廃棄物処理センター維持管理業務委託(18年度分債務負担)	(財)秋田県総合公社	25,600,000		
14	能代産業廃棄物処理センター積算業務委託	(社)秋田県建設技術センター	1,942,500	○	
15	秋田県環境保全センター管理運営委託(18年度分債務負担)	(財)秋田県総合公社	246,953,000	○	○
16	秋田県環境保全センターD区処分場積算業務・現場管理業務委託	(社)秋田県建設技術センター	23,614,500		
17	食品衛生自主管理促進事業委託	(社)秋田県食品衛生協会	2,076,590		
18	輸入食品等安全性確認事業業務委託	(財)山口県予防保健協会	1,479,240		
19	国体に向けた食品衛生管理水準向上支援事業委託	(社)秋田県食品衛生協会	2,852,000		
20	八幡平地区見返峠下駐車場公衆トイレ管理委託	(財)自然公園財団八幡平支部	550,915		
21	十和田湖地区自然公園施設清掃業務委託	(社)十和田湖国立公園協会	1,396,500		
22	自然公園施設財産管理台帳作成業務委託	(財)林野弘済会秋田支部	577,500		
23	水と緑の守人環境保全推進事業委託	(社)男鹿市観光協会	2,483,000		
24	鳥獣保護区制札設置等業務委託	(社)秋田県猟友会	1,986,600		
25	ニホンカモシカ生息密度調査委託	(社)秋田県猟友会	1,685,000		

## ⑥ 農林水産部所管

(単位：円)

番号	件名	契約先	金額(円)	監査対象	監査結果・意見
1	森林GIS衛星画像データ整備業務委託	(社)日本森林技術協会	7,453,950	○	
2	豚コレラ撲滅体制確立対策事業委託	(社)秋田県農業公社	2,198,530		
3	南部地域家畜検査冷蔵保管施設管理委託	(社)秋田県農業公社	1,774,500		
4	家畜衛生技術総合推進事業委託	(社)秋田県農業公社	1,746,360		
5	家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託	(社)秋田県農業公社	79,771,000	○	○
6	畜産経営技術高度化促進事業委託	(社)秋田県農業公社	8,237,000		
7	資源循環型畜産確立対策事業委託	(社)秋田県農業公社	911,000		
8	儲かる畜産イメージ現地調査等委託	(社)秋田県農業公社	811,000		
9	ぶな森牧場管理委託	(社)秋田県農業公社	211,300		
10	畜産環境総合整備統合補助事業計画策定	(社)秋田県農業公社	3,330,000		
11	平成17年度農業農村整備標準積算システム Ver.2 秋田県補助版運用保守業務委託	(社)農業農村整備情報総合センター	3,462,900	○	
12	平成17年度農業集落排水(汚水処理施設)資材価格等調査業務委託	(財)建設物価調査会東北支部	1,963,500		
13	放流効果把握調査委託	(財)秋田県栽培漁業協会	396,000		
14	秋田県森林学習交流館管理運営業務委託	(社)秋田県林業コンサルタント	45,754,800	○	
15	県営林立木調査事業委託	(財)秋田県林業公社	10,343,550		
16	猟鳥養殖放鳥事業委託	(社)秋田県猟友会	6,723,000		
17	秋田県ソキノワグマ生息調査委託	(社)秋田県猟友会	1,950,000		
18	狩猟違反防止対策事業委託	(社)秋田県猟友会	248,000		
19	保安林適正管理実態調査委託	(社)秋田県林業コンサルタント	1,680,000		
20	保安林流域適正管理整備委託	(社)秋田県林業コンサルタント	1,365,000		
21	特定保安林選定調査委託	(社)秋田県林業コンサルタント	1,837,500		
22	衛星データ活用による保安林管理委託	(社)日本森林技術協会	11,182,500	○	
23	保安林損失補償再評価調査委託	(財)秋田県林業公社	417,900		
24	国土調査に伴う地籍等異動確認調査委託	(社)秋田県林業コンサルタント	840,000		
25	保安林台帳付属図作成委託	(社)秋田県林業コンサルタント	1,155,000		
26	保安施設地区転換保安林調査委託	(社)秋田県林業コンサルタント	283,500		
27	山地災害危険地区判定調査等業務委託	(社)秋田県林業コンサルタント	997,500		
28	木製ダム工構造物調査業務委託	(社)秋田県林業コンサルタント	4,777,500		

## ⑦ 産業経済労働部所管

(単位：円)

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	貸金業者登録等業務委託	(社)秋田県貸金業協会	617,180		
2	特産品開発対策事業	(財)秋田県物産振興会	9,283,000	○	
3	販路拡大支援事業	(財)秋田県物産振興会	8,334,000	○	
4	県産品普及宣伝対策事業	(財)秋田県物産振興会	15,602,000	○	○
5	秋田の酒復活支援事業	(財)秋田県物産振興会	1,220,000	○	
6	販売展開用県産品パンフレット作成事業	(財)秋田県物産振興会	472,500		
7	秋田県産業振興プラザ運営業務委託	(財)あきた企業活性化センター	2,148,345	○	
8	平成17年度中小企業経営革新事業指導等事務委託	(財)あきた企業活性化センター	315,440	○	
9	貿易促進普及啓発事業	(社)秋田県貿易促進協会	2,747,430	○	○
10	土地造成事業積算及び現場技術業務委託	(社)秋田県建設技術センター	8,645,700		
11	昭和工業団地測量分筆業務委託	(社)秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	462,150		
12	秋田港産業団地測量分筆業務委託	(社)秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	262,027		
13	外資系企業向情報発信特別事業委託	(社)秋田県貿易促進協会	5,989,095	○	
14	田沢湖スキー場整備工事立木伐採補償調査事業	(財)林野弘済会秋田支部	546,000		
15	田沢湖スキー場整備工事積算資料作成業務	(社)秋田県建設技術センター	2,194,500		
16	AKITA まるごとプラザ管理運営業務	(社)秋田県観光連盟	4,832,751	○	
17	香港旅行エージェント・マスコミ招待事業	(社)秋田県観光連盟	210,000	○	
18	エージェント・マスコミ等招待事業	(社)秋田県観光連盟	5,505,000	○	○
19	台湾旅行業界用秋田県観光資料作成事業	(社)秋田県観光連盟	455,280		
20	秋田うりこみ隊イベント活用PR事業	(社)秋田県観光連盟	5,619,265	○	○
21	秋田うりこみ隊観光物産総合PR事業	(社)秋田県観光連盟	1,212,750	○	
22	秋田うりこみ隊観光物産総合PR事業	(社)秋田県物産振興会	5,145,000	○	
23	ソウル事務所設置運営事業	(社)秋田県観光連盟	8,800,000	○	
24	国際定期便利用旅行商品付加価値化事業	(社)秋田県観光連盟	1,494,990		
25	韓国情報サポートセンター運営事業	(社)秋田県観光連盟	2,612,104		
26	韓国文化芸術連合公演活用PR事業	(社)秋田県観光連盟	307,167		
27	韓国での夏期観光宣伝事業	(社)秋田県観光連盟	1,030,000		

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
28	韓国での冬期観光宣伝事業	(社)秋田県観光連盟	1,021,000		
29	ゴルフ専門誌「TOPGOLF」広告掲出事業	(社)秋田県観光連盟	215,750		
30	冬期インターネット広告掲出事業	(社)秋田県観光連盟	1,881,000	○	○
31	日韓友情年2005イベント参加事業	(社)秋田県観光連盟	3,989,510		
32	韓国マスコミ取材協力事業	(社)秋田県観光連盟	396,000		
33	韓国マスコミ取材協力事業(秋季)	(社)秋田県観光連盟	278,000		
34	韓国から秋田への旅行送客助成金事業	(社)秋田県観光連盟	16,324,368	○	
35	秋田県韓国旅行エージェント招聘事業	(社)秋田県観光連盟	1,155,000	○	
36	秋田県韓国旅行エージェント招聘事業(スキー)	(社)秋田県観光連盟	754,000	○	
37	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理事務委託	(社)秋田県障害者雇用促進協会	14,767,200		
38	若年者等就業支援事業委託	(財)秋田県ふるさと定住機構	46,413,196	○	
39	総合雇用支援センター管理運営委託	(財)秋田県ふるさと定住機構	18,941,640		

⑧ 建設交通部所管

(単位：円)

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	平成17年度秋田県地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託	(社)日本不動産鑑定協会	29,700,825	○	○
2	建設業情報管理システム電算処理業務委託	(財)建設業情報管理センター	4,726,170	○	
3	平成17年度秋田県土木工事積算システム保守管理業務委託	(財)日本建設情報総合センター	31,706,850	○	
4	平成17年度秋田県土木総合情報システム保守管理業務委託	(社)秋田県建設技術センター	8,700,300	○	
5	平成17年度建設資材価格市況調査業務委託(5月調査)	(財)建設物価調査会東北支部	113,400		
6	平成17年度建設資材価格市況調査業務委託(8月調査)	(財)建設物価調査会東北支部	1,527,750		
7	平成17年度公共事業労務費10月調査業務委託	(財)建設物価調査会東北支部	4,021,500		
8	平成17年度建設資材価格市況調査業務委託(2月調査)	(財)建設物価調査会東北支部	10,384,500		
9	電子入札コアシステムサポートサービス保守委託	(財)日本建設情報総合センター	984,375		
10	平成17年度JCIS及びTECRIS検索システム利用契約	(財)日本建設情報総合センター	5,964,000	○	
11	県立公園管理運営委託	(財)秋田県総合公社	379,877,423	○	

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
12	平成17年度農業集落排水事業基準作成基礎調査業務委託	(社)地域資源循環技術センター	945,000		
13	用地取得業務委託	秋田県土地開発公社	4,000,000	○	
14	道路情報収集業務委託	(財)日本道路交通情報センター	15,701,700	○	
15	道路台帳管理業務委託	(社)秋田県建設技術センター	12,117,000	○	
16	きみまち中継所自家用電気工作物保安管理業務委託	(財)東北電気保安協会秋田事業本部	72,408		
17	男鹿山中継所自家用電気工作物保安管理業務委託	(財)東北電気保安協会秋田事業本部	90,300		
18	由利原中継所自家用電気工作物保安管理業務委託	(財)東北電気保安協会秋田事業本部	72,408		
19	保呂羽中継所自家用電気工作物保安管理業務委託	(財)東北電気保安協会秋田事業本部	72,408		
20	大野岱地区自家用電気工作物保安管理業務委託	(財)東北電気保安協会秋田事業本部	151,357		
21	特殊建築物等定期報告業務委託	(財)秋田県建築住宅センター	1,816,500	○	
22	宅地建物取引主任者証交付事務委託	(社)秋田県宅地建物取引業協会	765,673	○	○
23	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託	(財)不動産適正取引推進機構	879,000		
24	県営住宅管理等業務委託	(財)秋田県建築住宅センター	200,183,430	○	○
25	公共賃貸住宅募集に関する情報提供業務委託	(財)住宅産業研修財団	220,500		
26	県営御野場住宅1号棟ストック総合改善事業設計等業務委託	(財)秋田県建築住宅センター	9,167,130	○	
27	住宅相談等業務委託	(財)秋田県建築住宅センター	8,184,078	○	
28	営繕積算システム等整備業務	(財)建築コスト管理システム研究所	157,500		

建設交通部（秋田空港管理事務所）所管

(単位：円)

番号	件名	委託先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	空港駐車場料金徴収事務委託	(財)雄和環境保全公社	15,187,200	○	○

⑨ 警察本部所管

(単位：円)

番号	件名	契約先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	行政処分者及び更新時講習業務委託	(社)秋田県交通安全協会	78,744,582	○	
2	運転免許関係事務補助業務委託	(社)秋田県交通安全協会	10,895,027	○	
3	原動機付自転車講習業務委託	(社)秋田県交通安全協会	1,822,065	○	
4	交通事故防止業務委託	(社)秋田県交通安全協会	7,560,000	○	○
5	道路使用許可調査業務委託	(社)秋田県交通安全協会	7,504,350	○	
6	独身寮賄い業務委託(イサノ寮)	(社)秋田県警察職員互助会	6,904,680	○	
7	自動車保管場所証明事務委託	(社)鹿角交通協会	2,820,320	○	
8	自動車保管場所証明事務委託	(社)秋田県交通安全協会	10,303,968	○	
9	自動車保管場所証明事務委託	(社)秋田県交通安全協会	14,689,236	○	
10	自動車保管場所証明事務委託	(社)秋田県交通安全協会	6,976,464	○	

⑩ 教育庁所管

(単位：円)

番号	件名	契約先	金額	監査対象	監査結果・意見
1	競技力向上対策事業委託	(財)秋田県体育協会	89,617,000	○	
2	体育施設管理委託	(財)秋田県総合公社	554,954,129	○	○
3	秋田県立総合プール施設管理委託	(財)秋田県総合公社	13,775,843	○	
4	夜間定時制高校学校給食用物資	(財)秋田県学校給食会	4,009,045	○	
5	夜間定時制高校学校給食用物資	(財)秋田県学校給食会	112,214	○	
6	秋田県英語能力判定テスト作成・分析委託	(財)日本英語検定協会	22,911,033	○	○
7	青少年交流センター維持業務委託	(財)秋田県青年会館	52,080,000	○	○

2 公益法人に対する平成17年度の契約のうち、随意契約の割合

(ここでは知事部局(本庁分)のみを集計している。)

(単位：円)

部局	全契約		うち随意契約		件数比	金額比
	件数	契約額	件数	契約額		
知事公室	10	82,120,058	10	82,120,058	100.0%	100.0%
総務企画部	13	91,324,778	13	91,324,778	100.0%	100.0%
学術国際部	9	39,338,863	9	39,338,863	100.0%	100.0%
健康福祉部	31	602,525,583	31	602,525,583	100.0%	100.0%
生活環境文化部	25	541,831,441	23	538,366,601	92.0%	99.4%
農林水産部	28	201,882,640	19	191,342,740	67.9%	94.8%
産業経済労働部	39	202,200,338	39	202,200,338	100.0%	100.0%
建設交通部	28	732,303,485	24	716,256,335	85.7%	97.8%
出納局	37	82,235,848	37	82,235,848	100.0%	100.0%
計	220	2,575,763,034	205	2,545,711,144	93.2%	98.8%

### 3 秋田県が所管する公益法人に対する県のチェック機能について

#### ① 秋田県の取り組みについて

##### (ア) 第三セクター

秋田県は、県の出資比率が25%以上の47法人（平成16年度末時点）のうち、「第2期行政改革推進プログラム」（平成14年3月策定：推進期間平成14年度から16年度）に基づき策定した「第1次第三セクター整理合理化指針」

（平成15年2月策定：対象法人27）から「第2次第三セクター整理合理化指針」（平成17年12月策定）に引き継がれた18法人と、社会経済情勢等の変化等を踏まえ、新たに対象に加えた8法人の計26法人については、第2次指針に基づき整理合理化を推進するとともに、その取組結果については毎年度その進捗状況を確認している。

その他、第2次指針の対象とならなかった法人についても、県が実施する評価等に基づき、一層の経営改善に努めるとしている。また、第2次指針については、その後の進捗状況を勘案し、指針策定後、おおむね3年を目途に見直しを検討するとしている。

ここで、県が行っている第三セクターの見直しの考え方の骨子は以下のとおりである。

- ・ 第三セクターの一層の効率的・効果的な事業実施体制の確立と自立的運営を促進するため、「第2次第三セクター整理合理化指針」に基づき、既存法人の事業、組織の見直しを行う。
- ・ 第三セクターの自主チェック機能を強化するため、監査体制の充実を図るとともに、第三セクター自らが経営環境に適切に対応し、機動的・効率的の運営ができるように経営評価制度に基づく点検評価を行う。
- ・ 県民に開かれた第三セクターの運営と説明責任の遂行を図るため、経営に関する諸情報を積極的に公開するとともに、第三セクターの運営や役職員の行動が法令や社会規範にもとることがないようコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図る。
- ・ 公の施設の管理については、指定管理者制度が導入されるなど経営環境の変化に伴い、第三セクターの自己決定、自己責任による経営が強く求められていることから、役職員や給与の見直しを図るなど引き続き業務の効率化やコストの縮減を推進するとともに、県の人的関与については必要最小限に止める。

##### (イ) 県が所管する公益法人

秋田県は、民法に定める主務官庁として法人の業務を監督しており、知事の



所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を定め、事業計画書や事業実績報告書等を提出させ、また3年に1度、立入検査をするなどにより公益法人の実態を把握し、所要の指導監督を行っている。

また、秋田県は、財団法人秋田県婦人会館の使途不明金問題を受けて、平成18年3月に実施した知事所管の211法人及び教育委員会所管の48法人、計259法人（第三セクターである公益法人を含む。）の緊急自己点検の結果を受け、所管課が財団法人秋田県婦人会館を含む8法人について、「緊急に」立入検査を実施し、必要な指導を行った。

自己点検は、財務会計に関する10項目であり、財団法人については、これに基本財産の取り崩し等に関する2項目を加えている。自己点検の主な項目は次のとおりである。

- ・ 出納責任者と出納担当者が同一でないか
- ・ 現金、公印等の管理は適切か
- ・ 監事による監査が会計帳簿のほか証拠書類も対象としているか

## ② 取り組みに対する課題

公益法人のなかでも、特に県の第三セクターに対する経営上の責任の程度は、県からの出資額のみならず、県との人的関係、県との取引関係、設立経緯等も勘案して決めるべきものである。その中で、県との関係が密接で、実質的に県と一体であると考えられるものについては、県の相応の経営責任があると考えられる。経営責任には、民間企業と同様に内部統制の構築・運用責任が含まれることは言うまでもない。

現在の県の取り組みについて見ると、様々な改革がなされているものの、内部統制の構築・運用責任について県が果たすべき責任については、言及されておらず、第三セクターの自主チェックにゆだねているほかは、主務官庁としての3年に1度の立入検査にとどまっている。

この点について、第一義的には第三セクターが独立した組織体としての責任を果たすため、自主チェック機能を強化することについては、内部統制の充実に資するものであり、当然のことであるが、自主チェックが十分に機能しているかについて県が意識的に点検していく（第2次チェック）ことにより県相応の責任が果たされるものである。第三セクターの内部統制の構築・運用に関して県が継続的に点検していく必要がある。

### Ⅲ 監査の結果

#### 1 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託の契約単価等について

事業名	危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託
契約者名	財団法人消防試験研究センター
契約額	6,451 千円（新規交付 1,922 円、再交付 1,235 円、写真による書換以外の書換 480 円及び写真による書換 1,098 円の単価契約）
随意契約理由	この免状作成業務は消防法に基づくものであり、財団法人消防試験研究センターが、一連の業務である試験業務を、総務大臣からの試験機関の指定及び各都道府県知事からの委任を受けて全国統一的に実施している中で同機関に委託しており、当該業務の履行能力を有する唯一の団体であるため。

消防法により、危険物取扱者及び消防設備士の試験の実施に関する事務は、本来、都道府県知事が行う業務ではあるが、これを総務大臣の指定する者に行わせることができ、その場合試験事務は、当該指定団体が行うべき業務となる。そのため、試験の実施に関する事務のうち、試験事務以外の免状交付業務は、都道府県知事が行うべき業務として残るが、それを総務大臣の指定する者である、財団法人消防試験研究センター（以下「センター」という。）に特命随意契約で委託しているものが危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託である。

契約額は免状の新規交付 1,922 円、再交付 1,235 円、写真による書換以外の書換 480 円及び写真による書換 1,098 円の単価契約であり、平成 17 年度の契約総額は 6,451 千円である。

委託契約単価は昭和 63 年にセンターから積算根拠が示された後、現在まで改定されていないが、当時から 20 年近い年月が経過しており、委託契約金額の根拠は薄い。

センター秋田県支部の平成 17 年度の収支計算書では、免状事業費は 3,976 千円であり、県がセンター本部に支払った委託料総額は 6,451 千円であった。県が支払った委託料は、いったん、センター本部に集金された後、センター秋田県支部へは平成 17 年度の「支部交付金」として 4,156 千円交付されている。

一方、全国の支部を含んだセンター全体の平成 17 年度の収支計算書では、免状事業受託料収入が 513,160 千円であるが、免状事業費は 571,457 千円で支出超過の状態であり、センターではコスト上昇による手数料の引き上げを検討しているとのことである。

しかし、秋田県が支払っている委託料総額 6,451 千円は、センター秋田県支部単独でみた場合の免状事業費 3,976 千円を大きく上回っており、委託契約の単価水準について合理的な説明を求めていくべきである。

秋田県は、事業に要する人件費などのコストを積上げた見積額に基づいて、委託契約の単価水準が合理的かどうかについて判断するべきであり、再度、センターに対し原価資料を求めていくことが必要と考える。他に委託できる事業者がないことを理由に特命随意契約を締結している以上、支払う金額については合理的根拠をもつ必要がある。

#### 監査結果

危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託は、財団法人消防試験研究センターから昭和 63 年に示された原価データに基づいた単価で継続しているが、既に約 20 年経過しているため、再度、免状作成業務に必要な原価を項目ごとに積上げた見積を求め、契約金額の妥当性を検証すべきである。

## 2 秋田県職員寮について

事業名	秋田県職員寮運営委託契約
契約者名	財団法人秋田県職員互助会
契約額	14,592 千円
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 5 号  秋田県内において職員寮(賄い付きの公舎)の運営実績がある 2 者(互助会及び業者(A)から、平成 15 年度秋田県職員寮運営委託に係る見積書を徴収したところ、互助会の見積額が、他の業者(A)の見積額よりも著しく(約 55%)低い価額であった。  また、それ以降、業者(A)からは見積の提出を辞退している。  以上のことから、平成 17 年度については、互助会と単独随意契約としたものである。</p>

秋田県職員寮運営委託契約は、平成 17 年度において、秋田県が設置する以下 3 つの職員寮(独身寮)の運営を財団法人秋田県職員互助会(以下、「互助会」という。)に委託するものである。

(表)平成 17 年度当初での職員寮の詳細

地区	寮名	住所	構造	収用人数	入居者数	入居率 (%)
北秋田	朋遠寮	鷹巣町	RC3F	28	10	35.7
秋田	古四王寮	秋田市	RC4F	84	19	22.6
由利	いわぶち寮	本荘市	RC2F	15	6	40.0

平成 17 年度での消費税込みの契約金額は 14,592 千円で、業務実績による確定額は 13,650 千円であった。

消防法上、防火管理者を兼ねた住み込みの管理人を置く必要があり、個々の部屋に炊事場所がなく自炊に不向きなため、管理人及び調理人を配置したまかない付きの運営となっているとの説明を受けた。

そのため、これらの寮の運営委託は人件費がかさむものの、同条件では、他の民間事業者よりは安価だという理由で、長年にわたり互助会に特名随意契約により委託してきたものである。

しかし各寮の入居率は、2 割から 4 割程度であり、寮の活用度は十分とはいえない。

また平成 17 年度の契約金額 14,592 千円を 3 寮の入居者数合計の 35 人で割った、一人当たりの月額経費は約 35,000 円となり、入居職員から徴収する公舎料(約 5,000 円)を差引いた金額を算定すると約 30,000 円となり、一般職員に対する家

賃補助額上限の 27,000 円を上回る水準である。

#### 意 見

秋田県は、県内 3 箇所職員寮（独身寮）の運営を財団法人秋田県職員互助会に委託して、管理人及び調理人を置き、まかない付きの運営をしているが、各寮の入居率は、2 割から 4 割程度であり、寮の活用度は十分とはいえない。

今後の入居率の状況いかんでは、まかないや住み込みの管理人を置く必要性や、家賃補助制度の活用による寮の閉鎖について、検討すべきと考える。

これについて、北秋田地区の朋遠寮は平成 18 年 4 月末に閉鎖し、由利地区のいわぶち寮は平成 18 年度末を目処に閉鎖される見通しとの説明を受けたが、秋田地区の古四王寮についても、同様の視点から継続的に見直すべきであり、さらに寮の跡地等の有効活用についても検討すべきである。

### 3 財団法人地方自治情報センターとの取引について

事業名	地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託 軽油流通情報管理システムの運用業務委託 たばこ流通情報管理システム運用業務委託 利子割還付調整システムの運用業務委託 自動車税分配テープ作成業務委託
契約者名	財団法人地方自治情報センター
契約額	493 千円（地方消費税都道府県間清算システム） 5,825 千円（軽油流通情報管理システムの運用業務委託） 1,577 千円（たばこ流通情報管理システム運用業務委託） 387 千円（利子割還付調整システムの運用業務委託） 5,100 千円（自動車税分配テープ作成業務委託）
随意契約理由	全国都道府県の処理を行っている者が上記契約者のみであるため地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約する。

地方消費税都道府県間清算システムは、地方消費税を都道府県に分配する計算を行っている。

地方消費税に相当する額について、商業統計の小売年間販売額、サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額、国勢調査の人口及び事業所・企業統計の従業者数によって、道府県間において清算するための計算を行っている。

契約金額の 493 千円は、47 都道府県で均等割りした金額であり、全体で約 22,000 千円かかっていることになる。

地方消費税の按分計算に約 22,000 千円もかける計算ではないので、減額を要請されたい。

また、委託先の財団法人地方自治情報センターの収支決算書（平成 17 年度）によれば、他の情報処理を含めた情報処理事業収入 2,012,232 千円、情報処理事業費 1,622,607 千円であり、差引 389,625 千円の収入超過である。ここから管理費 279,845 千円の全額を差し引いたとしても 1 億円以上の収入超過であり、削減余地があると考えられる。

(表) 財団法人地方自治情報センターの収支計算書(平成17年度)より抜粋

(単位:千円)

科 目	決算金額
事業収入	2,127,598
うち、情報処理事業収入(A)	2,012,232
情報処理事業費(B)	1,622,607
差 引(A-B)	389,625
管理費	279,845

#### 意 見

財団法人地方自治情報センターの収支決算書(平成17年度)によれば、他の情報処理を含めた情報処理事業収入2,012,232千円、情報処理事業費1,622,607千円であり、差引389,625千円の収入超過である。ここから管理費279,845千円の全額を差し引いたとしても1億円以上の収入超過であり、削減余地があると考えます。

よって、地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託等の委託料の削減交渉をされたい。

4 自治体職員協力交流事業・海外技術研修員受入事業業務委託の諸経費について

事業名	自治体職員協力交流事業・海外技術研修員受入事業業務委託
契約者名	財団法人秋田県国際交流協会
契約額	1,917千円（自治体職員協力交流事業業務委託） 13,548千円（海外技術研修員受入事業業務委託）
随意契約理由	財団法人秋田県国際交流協会は、海外活動支援や啓蒙活動など、国際交流・国際協力を専門的に行っている団体であり、事業内容から考えて当事業を受託できる唯一の団体である。

自治体職員協力交流事業業務委託は、研修員等の航空券・滞在先の手配、研修の手配、日常生活の世話等をしているが、諸経費として契約額の1%程度の19千円のみが委託費として支払われているが、対応する人件費等は、財団法人秋田県国際交流協会（以下、「財団」という。）の管理費に計上されている。

同様に、海外技術研修員受入事業業務委託は、諸経費として契約額の0.5%程度の77千円のみが委託費として支払われているが、対応する人件費等は、財団の管理費に計上されている。

しかし、財団は、管理費に見合う収入がなく、結果として国際交流支援基金を46,000千円取崩して管理費35,969千円等に充当している。

国際交流支援基金は、「県民一人一人が国際社会の一員として、世界の人々と共に生き、学び、人道的立場からの海外支援活動や国際交流活動を一層促進する。」ことを目的として、平成5年度に5億円の基金を造成した。

その後、金利の低下により運用益が減少し、協会運営が極めて厳しくなったことから、平成13年5月に開催された理事会において取崩が了承され、平成14年度より毎年度取崩されている。

平成14年度においては、事業費に対して、基金を31,000千円取崩して充てている。

その後、支出に対して収入が少ないことから、管理費にも充当されている。



(表) 財団法人秋田県国際交流協会 一般会計の決算推移

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入（基金取崩を除く）	85,294	66,333	63,946	39,787
基金取崩	31,000	50,000	38,000	46,000
当期収入計	116,294	116,333	101,946	85,787
当期支出計	116,149	115,423	101,984	81,402
（うち、管理費）	35,936	36,442	35,478	35,969

#### 監査結果

自治体職員協力交流事業業務委託及び海外技術研修員受入事業業務委託の、諸経費として契約額の0.5%～1%程度が委託費として支払われているが、対応する人件費等は、財団法人秋田県国際交流協会の管理費に計上されている。

財団は、管理費に見合う収入がなく、結果として国際交流支援基金を46,000千円取崩して管理費35,969千円等に充当している。

国際交流支援基金は、国際交流支援事業に使用するのが本来であるが、協会運営が極めて厳しいことから管理費等に充当せざるを得ず、平成14年度より毎年度取崩されている。

こうした協会運営が厳しい状況の中で、少なくとも、委託業務に必要な事務費は、委託費でもって充当されるべきである。

5 高齢者相談総合センター運営事業委託の予算について

事業名	高齢者相談総合センター運営事業委託
契約者名	財団法人秋田県長寿社会振興財団
契約額	30,063 千円
随意契約理由	(平成 17 年度) 秋田県高齢者総合相談センター運営要綱による。 (平成 18 年度) 秋田県長寿社会振興財団は経験豊富な相談員を擁し、これらの相談に的確に対応できる県内唯一の団体であるため。

高齢者相談総合センター運営事業委託は、高齢者及びその家族等からの相談に対して、電話相談・面接相談等により応じることなどの事業委託である。

財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下、「財団」という。）は、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団が管理する建物に入居していることから、光熱水費・設備管理費等を負担金として、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団に支出している。

予算書では、福祉機器・モデルルーム展示コーナー管理費・光熱水費等 1,195 千円（実際の支出額は 828 千円）と記載されているが、本来は、相談室及び福祉機器・モデルルーム展示コーナーの管理費・光熱水費等の名目で計上すべきである。。

なお、当該展示コーナーの管理費・光熱水費等は、同じく財団に委託している「介護実習・普及センター運営事業委託」と按分している。

(表) 高齢者相談総合センター運営事業委託の予算書

(単位：千円)

科目	金額	摘要
人件費	20,935	
報償費	2,108	
旅費	675	
需用費	1,982	
役務費	1,080	
設備費	50	
使用料及び賃借料	1,041	
負担金	1,195	・中央エリア、福祉機器・モデルルーム 展示コーナー管理費・光熱水費 1,080 ・その他 90
公課費	997	
合計	30,063	

#### 監査結果

高齢者相談総合センター運営事業委託の予算書では、福祉機器・モデルルーム展示コーナー管理費・光熱水費等 1,195 千円（実際の支出額は 828 千円）と記載されているが、本来は、相談室及び福祉機器・モデルルーム展示コーナーの管理費・光熱水費等の名目で計上すべきである。

予算書に正確な負担金の名目で計上されたい。

6 ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託の実施状況について

事業名	ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託
契約者名	財団法人秋田県長寿社会振興財団
契約額	3,430千円
随意契約理由	介護支援専門員に対する研修事業は、県内で唯一、財団法人秋田県長寿社会振興財団が、介護支援専門員の経験年数に併せた研修として、実務研修、現任研修を実施している。 これらの実績を活かし、本事業では、特に地域のリーダー的な介護支援専門員の育成が目的であることから、本財団がもっている研修体制や講師陣についてのノウハウを効果的に活用して、介護支援専門員の系統的な研修体制の展開が、県内では唯一可能な団体であるため。

ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託は、次の3つの事業からなる。

- ①秋田県介護支援専門員研修企画検討委員会の設置（年4回）
- ②秋田県ケアマネジメントリーダー養成研修事業の実施（2日）
- ③ケアマネジメントリーダー等相談窓口設置事業の実施

このうち、③のケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数について、実績報告書に記載が無く、県は把握していなかった。

委託事業の業務量を把握しておくことは当然であるし、それに基づいて、事業の効果測定や次年度以降の委託金額の積算に反映させていくべきである。

(表) ケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数

(財団法人秋田県長寿社会振興財団より聴取)

年 度	件 数
平成 14 年度	203 件
平成 15 年度	167 件
平成 16 年度	72 件
平成 17 年度	103 件

監査結果

ケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数について、実績報告書に記載が無く、県は把握していなかった。

委託事業の業務量を把握しておくことは当然であるし、それに基づいて、事業の効果測定や次年度以降の委託金額の積算に反映させていくべきである。

7 障害者社会参加総合推進事業（視覚障害者関係）の収支決算について

事業名	障害者社会参加総合推進事業（視覚障害者関係）
契約者名	社団法人秋田県視覚障害者福祉協会
契約額	1,173 千円
随意契約理由	社団法人秋田県視覚障害者福祉協会は、県内唯一の視覚障害者団体であり、県内の各地区の視覚障害者団体や盲学校等関係機関とも密接な係わりを持っていることや養成にあたる指導者の確保も容易に行えることから視覚障害者の生活訓練等を委託するに当たり適当な委託先である。

障害者社会参加総合推進事業は、①盲青年社会生活教室開催事業、②盲婦人家庭生活訓練事業及び③中途失明者緊急生活訓練事業の3つからなり、それぞれ講習・相談等を行うものである。

障害者社会参加総合推進事業について、社団法人秋田県視覚障害者福祉協会（以下、「社団法人」という。）に対する随意契約理由は、妥当なものと判断する。

しかし、当該委託事業の収支決算書と社団法人の決算書が合っていない。

たとえば、盲婦人家庭生活訓練事業の収支決算書は、収入・支出とも433,502円であるが、社団法人の決算書では、事業費に予算と同額の391,700円を計上している。

この理由は、委託事業に係る他団体からの補助金7,325円及び参加者の負担金34,477円について、社団法人の会計に計上していないことによる。

参加者の負担金等を簿外で処理することは望ましくないため、社団法人の決算書に計上するように、指導されたい。

(表) 障害者社会参加総合推進事業・盲婦人家庭生活訓練事業に係る収支決算書  
(単位：円)

項目	予算額	決算額	内 訳
収入			
委託費	391,700	391,700	県からの委託費
補助金	0	※ 7,325	他団体からの補助金
自己負担	0	※ 34,477	参加者の自己負担金
計	391,700	433,502	
支出			
報償金	153,000	161,000	
旅費	44,000	30,000	
需用費	167,200	200,357	
役務費	27,500	37,115	
使用料	0	5,030	
計	391,700	433,502	

(注) ※は、社団法人秋田県視覚障害者福祉協会の決算書に載っていない。

#### 意見

障害者社会参加総合推進事業の収支決算書と社団法人の決算書が合っていない。

この理由は、委託事業に係る他団体からの補助金及び参加者の負担金について、社団法人の会計に計上していないことによる。

参加者の負担金等を簿外で処理することは望ましくないため、社団法人の決算書に計上するように、指導されたい。

## 8 秋田県健康増進交流センター管理委託業務について

事業名	秋田県健康増進交流センター管理委託業務
契約者名	財団法人秋田県総合保健事業団
契約額	25,403 千円
随意契約理由	秋田県健康増進交流センター条例第 4 条による。
指定管理者	平成 18 年度より、指定管理者制度を導入し、公募の結果、河辺地域振興株式会社が指定された。

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）は、県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉利用を中心に運動や森林浴を取り込んだ健康づくりの実践の場を提供するとともに、健康に関する情報提供・研修等を行う拠点として設置された。

平成 13 年度から平成 17 年度は、河辺地域振興株式会社が管理運営を行い、健康増進事業を財団法人秋田県総合保健事業団が行っている。

当該施設の施設整備費は、秋田県が 35 億 700 万円、秋田市（河辺町）が 12 億円となっている。

秋田県健康増進交流センターには、トレーニングルームや健康相談室、レストラン、休憩室、会議室があるメイン棟の他、プール、浴室等があるアクア棟、一般宿泊棟及び自炊棟があり、健康づくりのための温泉利用、運動及び生活習慣の改善に関する指導、健康づくりを実践する者の交流及び研修の機会の提供を行っている。この施設は、厚生労働大臣認定の温泉利用型健康増進施設であるため、健康増進施設認定規程等に基づく健康運動指導士、温泉利用指導者、生活指導を行う者等の配置が必要であり、これが民間の類似施設との違いとなっている。

しかし、同様の施設は民間にもあり、健康指導等の専門家の配置が民間の類似施設との違いであれば、こうした施設を県が保有する必然性は少ないと考えられる。すなわち、県民の健康の保持及び増進に資する健康指導等の専門家による健康づくりのための温泉利用、運動及び生活習慣の改善に関する指導を行うことが必要であれば、民間の類似施設に対して、補助を行うなどすれば足り、必ずしもこうした施設を県が保有する必要はないと考えられる。

### 意見

同様の施設は民間にもあり、健康指導等の専門家の配置が民間の類似施設との違いであれば、こうした施設を県が保有する必然性は少ないと考えられる。

よって、秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）を県が保有することの是非を含めて県の関与のあり方を検討されたい。

9 総合保健センター管理運営委託の委託先の決算について

事業名	総合保健センター管理運営委託
契約者名	財団法人秋田県総合保健事業団
契約額	459,327千円
随意契約理由	秋田県総合保健センター条例第7条により、財団法人秋田県総合保険事業団に委託する旨を定めているため。
指定管理者	平成18年度、指定管理者を公募したが、応募は財団法人秋田県総合保健事業団のみであり、財団法人秋田県総合保健事業団が指定された。

(1) 総合保健センター管理運営委託の委託先の決算について

総合保健センター管理運営委託は、総合保健センターの施設及び設備の維持管理や健康診査（人間ドック等）の委託である。

総合保健センターでは、人間ドック等の検診を10,816名が受けている。

財団法人秋田県総合保健事業団（以下、「事業団」という。）は、会計単位を受託事業会計と、検診・検査事業会計とに区分している。総合保健センター管理運営委託は、受託事業会計の一部である。

事業団の収支計算書の内訳をしてみると、たとえば、管理費のうち保険料のうち、個人情報漏洩保険料103千円などは、両事業に共通にかかる費用であるが、共通にかかる費用を按分しておらず、検診・検査事業会計に全額を計上している。

共通にかかる費用は、一定の基準で按分して各会計に計上すべきであるので、事業団に対して、そのように指導されたい。

(表) 財団法人秋田県総合保健事業団の収支計算書（平成17年度）

(単位：千円)

科目	受託事業	検診・検査事業
当期収入合計	465,290	3,357,401
事業費	354,968	2,965,864
管理費	110,322	329,885
うち、保険料	86	106,513
当期支出合計	465,290	3,361,776



## 意見

財団法人秋田県総合保健事業団では、個人情報漏洩保険料 103 千円などの共通にかかる費用を按分しておらず、検診・検査事業会計に全額を計上している。

共通にかかる費用は、一定の基準で按分して各会計に計上すべきであるので、事業団に対して、そのように指導されたい。

### (2) 県による管理について

事業団への出損額 221,076 千円のうち、秋田県の出損は 4.5%にあたる 10,000 千円を出損している。県の事業団に対する出損額が 25%未満であるため、県から事業団に対する財務に関するチェックは行っていない。

事業団は、県が主体となって設立された法人であるという経緯がある。また、事業団の理事長に秋田県副知事が、副理事長に秋田県健康福祉部長が就任している。この点、事業団寄付行為第16条第2項によれば理事長は、秋田県副知事の職にある者をもって充てるとされているところである。

こうした事業団の設立経緯や役員の就任状況に鑑みて、県は、契約事案のみならず経理・財務管理全般について出資割合以上に実質的な管理責任を負っており、仮に不祥事が起きた場合は、県にある程度の責任が問われるというリスクを負っていると考えられる。県が主体的に財団法人に対するチェックを行うべきであると考えられる。

## 意見

県は、実質的な指導・監督責任を適切に果たすために、事業団との契約事項のみならず、事業団の内部管理体制、経理・財務の状況に関する定期的なチェックを充実されたい。

## 10 脳卒中発症者通報事業委託について

事業名	脳卒中発症者通報事業委託
契約者名	社団法人秋田県医師会
契約額	604 千円（通報一件あたり 200 円の単価契約）
随意契約理由	県内の医療機関の情報をまとめることのできる唯一の団体であるため。

脳卒中発症者通報事業は、脳卒中が発生したと医師が判断した患者について、脳卒中発症者の氏名、生年月日、男女別、職業、現住所、発症後の初診日時、発症日時、診療所見、臨床診断、発症前の状況等の情報を発症の都度、通報票により秋田県立脳血管研究センターに通報するもので、一件あたり 200 円の委託料を社団法人秋田県医師会（以下「医師会」という。）に一年分をまとめて支払い、医師会から、通報した各医療機関に支払いがされるものである。

通報件数は平成 17 年度は 3,000 件で、委託金の管理にも相当の事務負担がかかっていると思われ、また、一件 200 円のわずかな通報協力事務費がなくても、通報システム維持に支障はないものと考えられる。

さらに、がん発症についての通報は無償であり、また青森県など他県では、同様の通報を協力事務費を支払うことなく、医療機関に協力要請している例もある。

(表) 平成 17 年度秋田県脳卒中発症通報事業実績

	医療機関名	件数	手数料	金額
1	秋田県立脳血管研究センター	704	200	140,800
2	秋田大学附属病院	220	200	44,000
3	由利組合総合病院	288	200	57,600
4	市立角館総合病院	118	200	23,600
5	仙北組合総合病院	7	200	1,400
6	秋田赤十字病院	691	200	138,200
7	大館市立総合病院	8	200	1,600
8	大里病院	2	200	400
9	大曲中通病院	10	200	2,000
10	市立秋田総合病院	221	200	44,200
11	鹿角組合総合病院	123	200	24,600
12	湖東総合病院	125	200	25,000
13	男鹿みなと市民病院	191	200	38,200
14	市立横手病院	292	200	58,400
	合 計	3,000		600,000

(注) 委託金額には、上記のほか、振込手数料 4,830 円が含まれる。

## 意 見

脳卒中発症者通報事業委託は、一件あたり 200 円の委託料を社団法人秋田県医師会（以下「医師会」という。）に一年分をまとめて支払い、医師会から、通報した各医療機関に支払いがされるものである。

契約締結や、支払業務に相当の事務的負担がかかっていることを考慮すれば、脳卒中発症者通報事業委託契約を締結することなく、各医療機関に発症情報を通報してもらえないかどうか、関係諸機関と協議するべきである。

## 1 1 秋田県災害・救急医療情報センター運営委託について

事業名	秋田県災害・救急医療情報センター運営委託
契約者名	社団法人秋田県医師会
契約額	10,400 千円
随意契約理由	委託予定の社団法人秋田県医師会は県内医療機関の医師多数が会員として参加しており、情報の的確な収集、医療機関・消防機関へ必要な情報提供を行う等委託先として限定される。

秋田県災害・救急医療情報センター運營業務は、災害・救急医療に関する各種の情報を的確に収集し、医療機関、医療関係団体、消防機関、市町村及び県民等へ必要な医療情報等の提供を行うものである。具体的な業務としては、救急医療機関の応需情報について電話等により入力依頼をおこなうこと、住民等からの電話照会等への対応を行うこと、台風等災害による医療機関の被害状況の取りまとめ等があげられる。

この委託業務の実施状況について、救急応需情報（医療機関）の収集状況は、平成 17 年度累計で要収集件数 55,444 件のうち、収集済み件数は 20,117 件であり、収集割合は 36.3%に過ぎない。このうち、救急告示医療機関では、要収集件数 22,532 件のうち、収集済み件数は 14,709 件であり、収集割合は 65.3%と要収集件数のおよそ 3 分の 2 を満たしているが、決して十分なものであるとは言えない。

この点について、秋田県災害・救急医療情報システム整備運営事業実施要綱第 9 条によると、郡市医師会の役割として、「郡市医師会は、情報システムの円滑な運営を支援する」旨が明記されている。

さらに、平成 18 年 6 月に成立した医療法等の一部を改正する法律の中において、医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付けることが明記されたところである。

したがって、県は、災害・救急医療情報システムの制度趣旨や医療法改正の趣旨に鑑みて、災害・救急医療情報システムの適切な運営を行うべきである。

### 意見

委託業務の実施状況について、救急応需情報（医療機関）の収集状況は、平成 17 年度累計で要収集件数 55,444 件のうち、収集済み件数は 20,117 件であり、収集割合は 36.3%に過ぎない。

よって、県は、災害に必要な情報と救急に必要な情報を精査し、郡市の医師会等に対する協力の要請、個別の医療機関へのさらなる働きかけなど、災害・救急医療情報システムの適切な運営に努められたい。

1 2 秋田県環境保全センターの管理運営委託業務内容の抜本の見直しについて

事業名	秋田県環境保全センターの管理運営委託
契約者名	財団法人秋田県総合公社
契約額	244,636 千円
随意契約理由	秋田県環境保全センター条例第 6 号(平成 17 年 4 月 1 日現在)の規定により、センターの管理は、財団法人秋田県総合公社に委託することとしているため。

秋田県環境保全センター（以下、「センター」という。）は、県内の排出事業者や処理業者による産業廃棄物の処理を補完するため、県直営で運営している産業廃棄物の処理施設である。

主に、県内の事業者から持ち込まれる産業廃棄物を有料で受け入れ、埋め立て処理する施設であるが、本契約は、その管理運営業務を財団法人秋田県総合公社（以下、「公社」という。）に委託しているものである。

施設総面積は、1,563,529 m<sup>2</sup>で、最終処分場（管理型）、中間処理施設（発砲スチロール熔融施設、平成 18 年度で廃止・解体予定）、排水処理施設等を有する。

センターの最終処分場は A 区から D 区まで、合計で 10,325 千 m<sup>3</sup>の埋立計画容積があるが、平成 18 年度までに C 区まで 2,506 千 m<sup>3</sup>の埋立が完了する予定である。現在は、残る D 区での廃棄物埋め立てが開始されており、平成 75 年まで利用可能と見積もられている。

センターの処分実績（中間処理を除く）は、平成 17 年度で 110,603 トンであり、内訳は以下のとおりである。

持ち込まれる廃棄物の内訳をみると、平成 17 年度では廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずが合計で約 2 万 2 千トンあり、処分される廃棄物全体の 20.5%を占めている。これらは、高温の焼却炉では焼却可能と思われる。現状では、そのまま埋め立てられているが、最終処分場を可能な限り長期間使用可能とするために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。

(表) 平成 17 年度センターの処分実績 (中間処理を除く)

分 類	処分実績 (単位: トン)
燃え殻	11,869
無機汚泥	11,989
有機汚泥	9,441
廃プラスチック類	7,735
紙くず	1,305
木くず	12,217
繊維くず	1,376
金属くず	4,309
ガラスくず、陶磁器くず	40,067
鉱さい	7,162
がれき類	2,996
ダスト類	137
計	110,603

#### 意 見

秋田県環境保全センターの管理運営業務を受託している財団法人秋田県総合公社 (以下、「公社」という。) は、持ち込まれる廃棄物の 2 割以上が焼却可能なものであるにもかかわらず、県の指示に従い埋立てている。最終処分場を可能な限り長期間使用可能とするために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。

産業廃棄物排出業者への可燃廃棄物分別の要請、可燃廃棄物について各市町村の焼却場への受け入れ確保、それらに伴う公社の業務手順の見直し等が必要と考えられ、実現に向け県、市町村、公社及び廃棄物排出事業者が協力していく必要がある。

これについて、県は「第 2 次秋田県処理計画」において、市町村の一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理について、排出者処理責任を明確にし、適切な費用を排出者が負担することを基本として、市町村など関係機関と協議を進めるとしているが、さらに必要性をアピールし、県民の理解を得ながら早急に業務を改善させていく必要がある。

1 3 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託委託料精算等について

事業名	家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託
契約者名	社団法人秋田県農業公社
契約額	79,771 千円
随意契約理由	社団法人秋田県農業公社は、受精卵供卵牛を飼育できる高度な飼養管理技術を有する県内唯一の機関であるため。

秋田県の肉用牛生産拡大や品質向上等に、受精卵移植は必要不可欠な技術であるが、県内には民間の受精卵供給機関が存在しない。このため、畜産試験場の技術と社団法人秋田県農業公社（以下、「公社」という。）の牧場を連携させて、県として受精卵の供給業務を担っていかなくてはならないことから、受精卵を採取するための県所有の牛の飼養管理を公社に委託しているものである。

供卵牛飼養頭数は平成 17 年度では 117 頭であり、相当の規模できめ細かい飼養管理が必要なことから、契約額は 79,771 千円であり、委託料の精算や委託事業の執行状況に関しては常に県が密接に関与し、不透明な点があってはならない。

しかし、平成 17 年度の委託料の実績精算資料である、家畜受精卵移植総合推進事業管理委託契約実績額では、飼料の牧草代、賃金等すべての支出項目の実績総額と契約時の予算額が 1 円の違いもなく、全く同額のものであった。

また、公社が所有する牧舎等の固定資産の減価償却費相当額を、施設費として年間 2,200 万円委託料に含めて支払っているが、当該施設費は、契約を開始した平成 11 年度期初時点での牧舎等の帳簿価格 326,302 千円を残存使用可能年数として見積もった 15 年で除して算定したものである。

(表) 平成 17 年度家畜受精卵移植総合推進事業管理委託契約実績額

(単位：円)

項目	税込予算額	実績総額
飼料費	9,399,402	9,399,402
原材料費	2,796,178	2,796,178
管理賃金	31,339,612	31,339,612
需用費	1,213,561	1,213,561
賃料・料金	2,426,200	2,426,200
燃料費	1,271,600	1,271,600
修繕費	2,810,000	2,810,000
役務費	2,205,550	2,205,550
租税負担金	2,355,897	2,355,897
施設費	22,000,000	22,000,000
西神分場用地経費	1,953,000	1,953,000
合計	79,771,000	79,771,000

#### 監査結果

社団法人秋田県農業公社に委託している供卵牛等管理委託の委託料の精算や委託事業の執行状況について、県では、業務記録等により、供卵牛の管理状況を確認するとともに、公社の元帳、伝票等で委託事業に係る支出の内容を確認しており、実績書に差異がなかったのは、内容確認の結果、委託業務に関する支出額が各費目について契約額以上であったため、契約額を実績額として扱ったことによると説明する。

しかし、この精算書では、実際にかかった経費が全く把握できず、事業の適切な運営が果たされたかどうか、確認することは困難である。

実績額が予算を上回ったとしても、予算に合わせるのではなく、実際の金額を記載し、委託した事業の状況を確認できる精算書を作成する必要がある。

#### 意見

社団法人秋田県農業公社に委託している供卵牛等管理委託では、委託業務に関する支出額が各費目について契約額以上であったということであるが、それにもかかわらず事業が継続できるのは、施設費として、減価償却費相当額 2,200 万円を委託料に含めて支払っているためと推測される。施設費に関しては公社での支出を伴わないため、資金は手もとに残る。当該施設費は、契約を開始した平成 11 年度期初



時点での牧舎等の帳簿価格 326,302 千円を残存使用可能年数として見積もった 15 年で除して算定したものであるが、帳簿価格相当額を払い終わる平成 25 年度以降の取り決めが明確にはなされていない。

根拠のない継続的な支払を防止するために、当該施設費の算定根拠及び支払期間等について、覚書等を締結しておくことが望ましい。

また、公社に内部留保すべき施設費が事業費にまわされることで、設備の更新時に追加的な県負担が生じないように、長期的な視野にたって、実態にあった委託料を支払うことで、契約についてより透明性を確保すべきである。

#### 1 4 県産品普及宣伝対策事業の実施内容について

事業名	県産品普及宣伝対策事業
契約者名	財団法人秋田県物産振興会
契約額	15,602 千円
随意契約理由	事業を効果的に実施するには、県産品全般についての特有な知識を幅広く求められる。特に、「花まるっ秋田ふるさと館」は、その性格上、商品構成や仕入れ値等に制約が生じる中、県産品の宣伝、紹介、あっせんを兼ねた販売業務を行うものであり、公益法人である同会以外に事業の受託に適した事業者はいないため。

##### (1) 県産品普及宣伝対策事業の実施内容について

県産品普及宣伝対策事業は、①物産宣伝資料の作成、②アンテナショップ運営委託、③県産品販売現場強化事業の3つからなる。

当該事業の財団法人秋田県物産振興会（以下、「振興会」という。）への委託金額15,602千円のうち、物産宣伝資料作成は3,560千円であり、東京アンテナショップの宣伝紹介パンフレットの作成をするものである。

(表) 県産品普及宣伝対策事業の事業内容

(単位：千円)

項目	事業費	事業内容
物産宣伝資料の作成	3,560	東京アンテナショップの宣伝紹介パンフレットの作成 20,000部
アンテナショップ運営委託	5,471	アンテナショップ「花まるっ秋田ふるさと館」の運営
県産品販売現場強化事業	6,571	消費者ニーズの把握、生産者へのフィードバック等
計	15,602	

東京アンテナショップの宣伝紹介パンフレットの作成部数は2万部の計画であったが、実際に作成したのは5千部で、残部の1万5千部は作成されていない。

しかし、以下のような複数の理由から、計画した部数のパンフレットが作成されていないのに、委託料全額が支払われている。

- ① 振興会内において、パンフレットの作成部数が2万部であることが伝わっていなかった。
- ② パンフレットの一部は、百貨店等へ直接送付されること等により、納入時の検査が機能しなかった。
- ③ 委託料が月次払いであることもあり、その支出時に委託内容と実績との比較が正確にされなかった。

## 監査結果

東京アンテナショップ宣伝紹介パンフレットの作成部数は 2 万部の計画であったが、実際に作成したのは 5 千部で、残部の 1 万 5 千部は作成されていない。

よって、作成しなかった 1 万 5 千部のパンフレットに相当する委託料の返還を求められたい。

## (2) 県による管理について

振興会は、県産品の販路拡大を図るために、県の委託事業を中心に、県産品の品質向上・商品開発に係る事業、県産品の普及宣伝・情報の収集と提供に係る事業、観光と物産展・展示会に係る事業、県産品の展示・販売などを行っている。

秋田県は、振興会出損金の 93.3%にあたる 70,000 千円を出損している。

振興会について、情報公開条例に基づき毎年度県が求めている経営書類の提出時において、損益計算書の科目内容を確認する他、必要に応じて総勘定元帳の写しとの突合を行っている。その他、県の規則に基づき、3 年に 1 回の割合で立ち入り検査の実施、財政的援助団体に係る監査委員の定期的監査、総務課による経営評価に関するヒアリングが行われている。

しかし、県は振興会の出損金の 90%以上を占め、資本関係からは県と一体であること、常勤理事が 1 名だけであり、効果的なガバナンスが期待できないことに鑑みて、少なくとも年に一度の財務監査を実施すべきと考える。なお、平成 17 年度は、臨時的に現金出納管理に関するチェックが行われている。

## 意見

よって、振興会に対する資本関係等に鑑みて、少なくとも年に一度の財務監査を実施するよう検討されたい。

1 5 貿易促進普及啓発事業の実施内容について

事業名	貿易促進普及啓発事業
契約者名	社団法人秋田県貿易促進協会
契約額	2,747 千円
随意契約理由	<p>社団法人秋田県貿易促進協会は県内の民間貿易促進団体を統合・一元化し、県内企業の貿易活動を専門に支援することを目的として設立された団体であり、県内で同趣旨によって活動している唯一の団体である。</p> <p>また、同協会は、日頃から貿易関連企業と連絡調整を図り、かつこれらの企業データを大部分把握していることから、経済的・効率的に調査し、貿易促進を普及啓発することができる。</p> <p>このため、貿易促進のための普及啓発業務の委託先としては、当協会が最も適当であると考えられる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同協会と随意契約する。</p>

貿易促進普及啓発事業は、貿易関連企業の情報収集、貿易知識の普及、海外取引支援策の PR 等を行うことにより、貿易関連企業の裾野拡大や秋田港コンテナ航路の利用拡大を図ることを目的として、下記の 3 つの事業を委託している。

(1) 企業等訪問調査

下記の調査対象 250 社・団体に対して、下記の調査項目を調査し、訪問企業等のデータベース化を行う。

調査対象

- ① 県内外港（秋田港、船川港、能代港、秋田空港）以外の港を利用して貿易を行っている県内または隣県企業・団体
- ② 現在貿易を行っていないが、今後行う可能性のある県内企業・団体等

調査項目

- ① 会社・団体概要
- ② 貿易取引情報
- ③ 海外取引の決定権、直接・間接貿易の別について
- ④ 県内外港の問題点
- ⑤ コンテナ港路・エアカーゴの問題点
- ⑤ 県・協会などの支援策について

(2) 貿易促進セミナー・相談会

(3) 普及啓発資料作成

企業等訪問調査における個別の貿易企業訪問調査票は 261 件であるが、この中には、県の組織である地域振興局が 5 局、また 41 団体に 2 回以上訪問しており、これらを差し引くと計画の 250 社・団体を訪問していない。訪問日が異なるが、同一の団体に訪問しており、調査票の内容が全く同一のものもある。

また、データベースの内容は、訪問日、企業名及び所在市町村のみで、データベースと呼べる内容ではない。

さらに「貿易企業訪問調査票」を入手するだけで、統計的処理をしていないが、貿易の状況、利用港の決定権、現在の利用港の問題点、秋田港の利用可能性などの項目の統計処理までを、委託内容とすべきである。

県は、企業等訪問調査結果を利用している形跡が少ない。

(表) 貿易促進普及啓発事業・企業等訪問調査のデータベースの例示

番号	月／日	企業名	よみがな	所在市町村
1	○月○日	秋田○○	あきた○○○○	秋田市

#### 監査結果

企業等訪問調査における個別の貿易企業訪問調査票は 261 件であるが、この中には、県の組織である地域振興局が 5 局、また 41 団体に 2 回以上訪問しており、これらを差し引くと計画の 250 社・団体を訪問していない。訪問日が異なるが、同一の団体に訪問しており、調査票の内容が全く同一のものもある。

また、データベースの内容は、訪問日、企業名、所在市町村のみで、データベースと呼べる内容ではない。

さらに「貿易企業訪問調査票」を入手するだけで、統計的処理をしていないが、貿易の状況、利用港の決定権、現在の利用港の問題点、秋田港の利用可能性などの項目の統計処理までを、委託内容とすべきである。

こうした状況から、企業等訪問調査について、現在の内容で毎年実施すべき内容か疑問である。

16 エージェント・マスコミ等招待事業の効果について

事業名	エージェント・マスコミ等招待事業
契約者名	社団法人秋田観光連盟
契約額	5,505 千円
随意契約理由	社団法人秋田観光連盟は、全県唯一の県単位での観光振興を目的とする公益法人であり、県を挙げて取り組む各種観光施策の具現者として中心的役割を担っており、これまで培った豊富な情報と優れたノウハウを持ち合わせている。また、観光連盟会員である市町村観光協会・民間観光関係事業者と太いパイプを持っているため、最も効果的かつ経済的な実施が可能であるため、共同事業として実施する。

エージェント・マスコミ等招待事業の事業内容は、次の2つからなる。

(1) エージェント・マスコミ等招待ツアー

東京、札幌、名古屋、大阪、福岡の旅行エージェント及びマスコミを対象に、空港等から観光地までの新たな交通アクセスの改善や各地域での観光誘客に向けた新たな取組みなどを紹介するツアーを実施する。

(2) マスコミ等取材助成

マスコミ等からの取材の申込の中で、取材目的、取材場所及び実施内容等が、観光客のために非常に有効と認められるものについて、その取材の経費を助成する。

エージェント・マスコミ等招待ツアーは旅行商品の造成を促進し、あわせて、パブリシティー活用を行うことにより、県内への観光誘客を図ることを目的としている。平成15年度に首都圏を対象に開始し、平成17年度は、5都市に増加した。

エージェント・マスコミ等招待ツアーは、旅行エージェント等を参加者として2泊3日のモニターツアーを5回実施し、合計39名(35社)が参加し、このうち、5社の旅行商品の造成と7媒体の雑誌等への掲載を確認している。

しかし、そうした反応のない招待者も存在している。

1回のツアーで、全参加者からの成果は望めないとしても、継続して実施する以上、成果が増加するように、一層の働きかけをされたい。

## 意見

エージェント・マスコミ等招待ツアーは旅行商品の造成を促進し、あわせて、パブリシティー活用を行うことにより、県内への観光誘客を図ることを目的としている。

エージェント・マスコミ等招待ツアーは、旅行エージェント等を参加者として2泊3日のモニターツアーを5回実施し、39名（35社）が参加し、このうち、5社の旅行商品の造成と7媒体の雑誌等への掲載を確認している。

1回のツアーで、全参加者からの成果は望めないとしても、継続して実施する以上、成果が増加するように、一層の働きかけをされたい。

## 1.7 秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業の実績報告書について

事業名	秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業
契約者名	社団法人秋田県観光連盟
契約額	5,619 千円
随意契約理由	<p>社団法人秋田県観光連盟は、全県唯一で県単位の観光振興を目的とする公益法人であり、県を挙げて取り組む各種観光振興施策の具現者として中心的役割を担っており、これまで培った豊富な情報とノウハウを持ち合わせている。また非営利団体であるほか消費税非課税団体であるため、安価で良質な業務の提供が受けられる。</p> <p>以上の理由から、同連盟に委託することにより業務の目的に沿った効果的な業務の遂行が可能であると判断できるため、随意契約するものである。</p>

### (1) 実績報告書の記載について

秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業は、秋田への観光客数を増やすため、東京など大都市圏において物産展と観光宣伝・イベントを連携させ、秋田県の総合的な売り込み、継続的な PR を行うことを目的として、他の機関が実施する集客の見込める催事場等において、秋田の観光の PR を行うものである。

しかし、実績報告書には、(表)の秋田県観光連盟の自主事業 15 件と県の委託事業 18 件とを合わせて 33 件の実績が一緒に記載されている。そのため、実績報告書からは、委託事業の実施状況が不明確である。

よって、実績報告書において、自主事業と委託事業を区分して記載されたい。

### (2) 随意契約理由について

秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業を社団法人秋田観光連盟に委託する随意契約の理由は次のとおりである。

社団法人秋田観光連盟は、全県唯一で県単位の観光振興を目的とする公益法人であり、県を挙げて取り組む各種観光振興施策の具現者として中心的役割を担っており、これまで培った豊富な情報とノウハウを持ち合わせている。また非営利団体であるほか消費税非課税団体であるため、安価で良質な業務の提供が受けられる。

以上の理由から、同連盟に委託することにより業務の目的に沿った効果的な業務の遂行が可能であると判断できるため、随意契約するものである。

上記の随意契約理由には具体性が乏しく、この契約について、社団法人秋田観光連盟が唯一の契約先であることが説明されていない。



社団法人秋田県観光連盟が消費税非課税団体であることが理由のひとつになっているが、消費税が非課税であることをもって安価であるとの説明は、消費税が預り金であること、また、通常の消費税課税事業者が排除されることから、適切な理由でない。

(表) 秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業の実績及び委託事業・自主事業の別

	内 容	委託事業	自主事業
1	長者原サービスエリア物産展（宮城）		○
2	食の博覧会（大阪）	○	
3	白神山地ブナの学校		○
4	JR おおみや鉄道ふれあいフェア		○
5	観光と物産展 東武百貨店宇都宮店	○	
6	東北旅メッセ（東京駅）	○	
7	愛・地球博北東北デーイベント	○	
8	県人会祭り in 名古屋（愛知）	○	
9	ハイウェイコミュニケーション in 東北	○	
10	東北うまいもの展（仙台）		○
11	日本全国旅と温泉フェスタ 2005（東京）		○
12	日本全国旅と温泉フェスタ 2005（大阪）		○
13	北東北の物産と観光展（栃木）		○
14	日本海三県うまいものまつり（沖縄）		○
15	東京交通会館 50 周年イベント（東京）	○	
16	東北物産展（山梨）	○	
17	東武百貨店池袋店東北物産展（東京）		○
18	東京交通会館 50 周年イベント（東京）	○	
19	伊勢丹相模原店観光物産展（神奈川）	○	
20	小田急百貨店新宿店観光物産展（東京）	○	
21	出前かまくら IN キャナルシティ博多	○	
22	横手のかまくら・男鹿のなまはげと物産展 IN 八景島（神奈川）	○	
23	さいかや川崎 秋田県の観光と物産展（神奈川）	○	
24	横手のかまくら・男鹿のなまはげと物産展 IN ニッケコルトンプラザ（千葉）	○	
25	駅伝ふるさと広場観光 PR（広島）	○	
26	小田急百貨店藤沢店観光物産展（神奈川）		○
27	新潟大和東北うまいもの物産展（新潟）		○
28	北東北三県合同観光と物産展（北海道）	○	
29	高島屋柏店 大秋田展（千葉）	○	
30	ロビンソン百貨店春日部店物産展（埼玉）		○
31	ロビンソン百貨店小田原店物産展（神奈川）		○
32	大丸ピーコック秋田うまいもの展（東京）		○
33	仙台藤崎北東北物産展（宮城）		○

## 監査結果

秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業の実績報告書には、(表)の秋田県観光連盟の自主事業 15 件と県の委託事業 18 件とを合わせて 33 件の実績が一緒に記載されている。そのため、実績報告書からは、委託事業の実施状況が不明確である。

よって、実績報告書において、自主事業と委託事業を区分して記載されたい。

秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業の随意契約理由には具体性が乏しく、この契約について、社団法人秋田観光連盟が唯一の契約先であることが説明されていない。

また、消費税非課税団体であることが理由のひとつになっているが、消費税が非課税であることをもって安価であるとの説明は、消費税が預り金であること、また、通常の消費税課税事業者が排除されることから、適切な理由でない。

随意契約理由として、当該団体が唯一の契約先であることを、より具体的に記載されたい。

1 8 冬季インターネット広告掲出事業の効果について

事業名	冬季インターネット広告掲出事業
契約者名	社団法人秋田県観光連盟
契約額	1,881千円
随意契約理由	<p>本事業は、韓国において秋田県の冬季旅行商品のインターネット広告を掲出するものであり、その実施にあたっては韓国内において業務の適切な履行の確保や関係事業者との密接な連絡調整が必要とされるほか、広告作成に当たっては秋田県の事情に精通していなければならない。</p> <p>秋田県観光連盟は韓国事業者の業務実態を熟知しているソウル事務所を有しており、日本語を話せる韓国人スタッフを抱えている団体であり、秋田県の観光事情にも精通している。</p> <p>以上により、当該業務を適切に遂行できる団体は、秋田県観光連盟以外には見当たらないため。</p>

冬季インターネット広告掲出事業は、スキー旅行商品の拡販を図るため、韓国若年層の閲覧率の高いポータルサイト（DAUM）への広告掲示をするとともに、韓国内の有力なスキー同好会連合会に秋田スキー場へレポーターを派遣させ、そのホームページへバナー広告及び体験レポート掲載をさせる事業である。

レポート掲載のためのスキー同好会連合会会員 5 名によるモニターツアーを平成 18 年 1 月 14 日～16 日の日程で実施し、平成 18 年 1 月 21 日から 2 月 12 日（3 週間）まで、スキー同好会連合会のホームページに体験レポートを掲載した。

体験レポートの掲載が 3 週間のみと短く、その間の当該ホームページへのアクセス数を把握していない。

インターネットの広告掲出において、アクセス数の把握は、もっとも簡単でわかりやすい事業効果の測定方法である。本来の目的である韓国からのスキーヤーの勧誘に役立ったかどうかの分析もできない。

監査結果

冬季インターネット広告掲出事業について、モニターツアー体験レポートの掲載が 3 週間のみと短く、その間の当該ホームページへのアクセス数を把握していない。

インターネットの広告掲出において、アクセス数の把握は、もっとも簡単でわかりやすい事業効果の測定方法である。本来の目的である韓国からのスキーヤーの勧誘に役立ったかどうかの分析もできない。

インターネット広告掲出事業について、ホームページへのアクセス数を把握し、事業の効果を測定し、分析に役立てられたい。

1 9 地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託の随意契約理由について

事業名	地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託
契約者名	社団法人日本不動産鑑定協会
契約額	29,700 千円
随意契約理由	<p>①国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定している</p> <p>②本業務は不動産の鑑定であり不動産鑑定士又は不動産鑑定士補としての資格を待っていなければ行うことはできない。同協会は各都道府県の鑑定士で構成される全国唯一の組織であり、本県の不動産鑑定士は全員が同協会の会員である。また、同協会と直接締結するほうが手続上効率的であると判断される。（秋田県不動産鑑定士協会は、法人格を有しないため契約は不適當である。）</p> <p>③不動産鑑定評価を行うためには、調査地点周辺地域の類似取引事例等についての情報の集積がなければ的確な評価ができない。</p>

地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託は、国土利用計画法施行令第 9 条に基づく基準地 407 地点の鑑定評価業務委託である。

社団法人日本不動産鑑定協会に随意契約の理由は、①国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定している、②本業務は不動産の鑑定であり不動産鑑定士又は不動産鑑定士補としての資格を待っていなければ行うことはできない。同協会は各都道府県の鑑定士で構成される全国唯一の組織であり、本県の不動産鑑定士は全員が同協会の会員である。また、同協会と直接締結するほうが手続上効率的であると判断される。（秋田県不動産鑑定士協会は、法人格を有しないため契約は不適當である。）、③不動産鑑定評価を行うためには、調査地点周辺地域の類似取引事例等についての情報の集積がなければ的確な評価ができない。である。

上記のとおり、随意契約理由に、国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定しているとあるが、国土交通省の全国統一指導は無く、随意契約理由として、適切でない。

仮に、他の理由から結果は同じだとしても、随意契約理由として適切な理由を記載されたい。

#### 監査結果

地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託の随意契約理由に、国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定しているとあるが、国土交通省の全国統一指導は無く、随意契約理由として、適切でない。

仮に、他の理由から結果は同じだとしても、随意契約理由として適切な理由を記載されたい。

20 宅地建物取引主任者証交付事務委託の経費算定について

事業名	宅地建物取引主任者証交付事務委託
契約者名	社団法人秋田県宅地建物取引業協会
契約額	765 千円 (単価 2,257 円)
随意契約理由	法定講習と取引主任者証の交付は密接な関係にあるので事務の簡素化、能率化を図るため、宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき法定講習実施団体として指定している県内では唯一の団体であるため。

宅地建物取引主任者証交付事務委託は、主として、宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項の規定の基づく講習を受講した者に係る宅地建物取引主任者証交付申請書の受付、審査及び宅地建物取引主任者証を作成して知事に提出する事務の委託である。

当該委託の単価の積算において、県の宅地建物取引主任者講習手数料の経費算定に使用している職員人件費と同じ単価（3,804 円／時間）を基に、委託手数料を積算しているが、理由が明確でなく、適切でない。

現状では、県職員と同等の人件費単価により、委託単価が計算されている。

(表) 県の宅地建物取引主任者講習手数料所要事務経費

1 件当たり 経費	1 件当たり 所要時間数	手数料事務従事職員人件費単価の計算
3,804 円	65 分 (A)	人件費単価
		年間勤務時間数      年間給与総額
		副主幹    2,080                      8,620 千円
		課長      2,080                      8,620 千円
		主査      2,080                      8,620 千円
		主査      2,080                      8,620 千円
		技師      2,080                      4,676 千円
		技師      2,080                      4,676 千円
		計 (イ) 12,480      (ロ) 43,832 千円
		1 時間当たり平均給与単価 (ロ) ÷ (イ) × 1,000 = 3,512 円 (ハ)
1 件あたり所要給与費 (A) / 60 × (ハ) = 3,804 円		

#### 監査結果

宅地建物取引主任者証交付事務委託の単価の積算において、県の手数料の経費算定に使用している職員人件費と同じ単価（3,804円／時間）を基に、委託手数料を積算しているが、理由が明確でなく、適切でない。

委託の単価の積算について、業務を鑑みて、合理的な根拠に基づいて、積算されたい。

2 1 県営住宅管理等業務委託における家賃収納について

事業名	県営住宅管理等業務委託
契約者名	財団法人秋田県建築住宅センター
契約額	200,183 千円
随意契約理由	秋田県営住宅条例第 51 条の規定により、財団法人秋田県建築住宅センターに委託する。
指定管理者	秋田地域振興局管内の県営住宅について、平成 18 年度より、指定管理者制度を導入し、公募の結果、財団法人秋田県建築住宅センターが指定された。

県営住宅管理等業務委託は、16 団地 1,884 戸の県営住宅の入居者募集、家賃等収納事務、家賃督促事務、財産管理、修繕等の業務の委託である。

家賃収納に関して、財団法人秋田県建築住宅センターに委託しているのは収納事務であり、滞納家賃の徴収は県の事務である。

県営住宅の未収家賃は、表のとおり平成 17 年度末において、130 名、51,139 千円ある。このうち、5 名は所在が不明のため、県が所在調査を継続中である。

財団法人秋田県建築住宅センターは、未収家賃の督促のため、督促状の送付 2,781 回、電話 1,884 回、訪問 506 回、面談 163 回等（平成 17 年 4 月～18 年 1 月累計）を行っている。

県営住宅の家賃の滞納金額は 50 百万円前後で推移しているが、当年度中に増加しないようにすることが肝要と考える。

そのために、最初の滞納が発生した時点で、滞納が続かないようにすることで、滞納額を増加させないことが必要と考える。

現状では、センターの家賃の未収に対する責任があいまいになるため、県は、現行の秋田県財務規則では困難とのことであるが、未収家賃の債権回収も委託できるように検討されたい。

(表) 県営住宅の未収家賃の推移（平成 15 年度末～平成 17 年度末）

(単位：千円)

	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末
滞納者数	140 人	130 人	130 人
滞納金額	52,311	49,761	51,139



(表) 調定年度別未収家賃 (平成 17 年度末)

(単位：千円)

調定年度	滞納金額	
平成 3 年度	126	
平成 4 年度	246	
平成 5 年度	310	
平成 6 年度	552	
平成 7 年度	1,647	
平成 8 年度	3,168	
平成 9 年度	6,676	
平成 10 年度	7,497	
平成 11 年度	7,352	
平成 12 年度	4,467	
平成 13 年度	5,480	
平成 14 年度	1,814	
平成 15 年度	2,360	
平成 16 年度	3,123	
平成 17 年度	6,321	
計	51,139	

#### 意見

県営住宅の未収家賃は、平成 17 年度末において、130 名、51,139 千円ある。このうち、5 名は所在が不明のため、県が所在調査を継続中である。

県営住宅の家賃の滞納金額は 50 百万円前後で推移しているが、当年度中に増加しないようにすることが肝要と考える。

現状では、センターの家賃の未収に対する責任があいまいになるため、県は、現行の秋田県財務規則では困難とのことであるが、未収家賃の債権回収も委託できるように検討されたい。

## 2.2 秋田空港駐車場料金徴収事務委託について

事業名	秋田空港駐車場料金徴収事務委託
契約者名	財団法人雄和环境保全公社
契約額	15,187千円
随意契約理由	秋田県財務規則第73条による

秋田空港駐車場料金徴収事務委託は、秋田空港駐車場の料金徴収事務を財団法人雄和环境保全公社に委託するものである。

この契約の積算を見ると、1日あたりの人件費として、料金徴収員、料金徴収補助員及び整理員が2名で15時間、収納整理員が1名で8時間となっており、1日8時間あたりで4.75人としている。

この人数について、実際の業務の多くは自動料金徴収機のない大型自動車駐車場での料金徴収や自動料金徴収機のある一般の自動車駐車場での両替の他、駐車場のトラブルへの対応も必要となる場合があり、一概に多いと結論付けることはできないが、工夫によっては人員の削減の余地があると考えられる。

この委託業務が財団法人雄和环境保全公社の当期純損失に与える影響は不明であるが、秋田市と雄和町の合併により組織の見直しが想定されていることを考慮すると、財団法人雄和环境保全公社が将来にわたってこの委託業務を安定的に受託しつづけることは困難となる可能性があるため、委託のあり方を含めて見直しを検討すべきと考える。

ここで、秋田空港ターミナルビル及び付帯施設の賃貸業とビル内売店及びレストランの直営事業を秋田空港ターミナルビル株式会社が行っており、これらの委託業務に料金収納事務を含んでいることから、秋田空港に隣接する駐車場の料金徴収事務を受託するのが効率的であると思われるが、契約形態や契約先の有無を含めて総合的に事業のあり方を検討すべきと考える。

### 意見

秋田市と雄和町の合併により組織の見直しが想定されていることを考慮すると、財団法人雄和环境保全公社が将来にわたって、秋田空港駐車場料金徴収事務委託業務を安定的に受託しつづけることは困難となる可能性があるため、委託のあり方を含めて見直しを検討されたい。

## 2.3 体育施設管理委託の実績報告書等について

事業名	体育施設管理委託
契約者名	財団法人秋田県総合公社
契約額	554,954千円
随意契約理由	秋田県立体育館条例、秋田県立スケート場条例、秋田県立田沢湖スキー場設置条例、秋田県立野球場条例、秋田県立運動広場条例、秋田県立総合プール条例、秋田県立総合射撃場条例、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例による。
指定管理者	平成18年度より、すべての施設を財団法人秋田県総合公社が指定管理者。なお、県立体育館及び総合射撃場は、2者の応募があったが、その他は財団法人秋田県総合公社のみの応募である。

### (1) 実績報告書の記載内容

体育施設管理委託は、県立体育館、県立スケート場、県立田沢湖スキー場、県立野球場、県立運動広場、県立総合プール、県立総合射撃場及び県立田沢湖スポーツセンターの施設管理委託である。

体育施設管理委託契約の実績報告書（平成18年5月2日提出）に、委託内容に含まれていない県立武道館の実績が記載されている。

なお、県立武道館は、指定管理者として、同じ財団に指定管理している。

しかし、体育施設管理委託と県立武道館の指定管理とは、契約は別であり、実績報告書は、契約の単位ごとに提出されるべきものである。

(表) 実績報告書のうち、委託内容に含まれない県立武道館の教室・講座

	内 容	回 数	参加者
1	実践応急処置教室	1回	21名
2	実践護身術講座	1回	11名
3	キッズ武道教室	前期 後期	521名 398名
4	スポーツチャンバラ教室	6回	20名 通算 83名
5	武道館健康づくり教室	火・金計 12回	通算 256名

### (2) 体育館等の建物等の維持管理に関する実施状況の把握

体育施設管理委託の内容に、体育館等の建物等の維持管理に関することとして、次の内容を委託している。

ア 建物等の適正な管理、点検、検査、測定及び記録

- イ 建物等の警備、清掃、衛生業務の日常点検及び指導
- ウ 建物等の防火管理、消防計画及び訓練
- エ 施設利用者の安全確保及び緊急時の対応等の安全管理

しかし、県は、建物等の点検、検査等の実施状況を把握していない。これらの中には、法定点検等も含まれており、施設の所有者として当然把握しておかなければならないことである。

#### 監査結果

体育施設管理委託契約の実績報告書（平成 18 年 5 月 2 日提出）に、委託内容に含まれていない県立武道館の実績が記載されている。

しかし、契約は別であり、実績報告書は契約の単位ごとに提出されたい。

#### 監査結果

体育施設管理委託の内容に、体育館等の建物等の維持管理に関することとして、建物等の適正な管理、点検、検査、測定及び記録等を委託している。

しかし、県は、建物等の点検、検査等の実施状況を把握していない。これらの中には、設備の法定点検等も含まれており、施設の所有者として当然把握しておかなければならないことである。

## 2 4 秋田県英語能力判定テストを受けなかった生徒に対するフォローについて

事業名	秋田県英語能力判定テスト作成・分析業務等委託
契約者名	財団法人日本英語検定協会
契約額	22,911千円
随意契約理由	財団法人日本英語検定協会は、設立以来延べ6,900万人が受験している実用英語技能検定（英検）を主催しており、豊富なデータと秋田県の生徒の英語力向上に結びつけることができる良質な問題作成のノウハウを持っている団体のため。

秋田県では、次代を担う子どもに期待する能力として、実践的な英語力とコンピュータ活用能力を掲げており、その方針に基づいて、中学校卒業時に英語検定3級程度、高校卒業時に英語検定準2級程度の実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせるため、財団法人日本英語検定協会（以下、「協会」という。）に英語能力判定テスト作成・分析業務及び生徒、教員への研修業務を委託している。

各学校で、協会が作成した英語能力判定テストを実施、分析することで、生徒それぞれの能力と受験すべき級を把握し、事後の指導に役立てている。

委託料の積算は、英語能力判定テスト作成・分析業務については、受験対象生徒数に問題作成・分析費単価を乗じて算定されており、平成17年度では、480円の単価に対し、43,080人の生徒数で算定されていた。

この43,080人の生徒数は、学校に在籍する生徒数であり、仮にテストを受けない生徒がいても、問題作成とデータ処理に要する協会の手間は変わらないため、委託料は減額されないことになっている。

平成17年度で実際にテストを受けた生徒数は40,975人であり、2,105人は何らかの事情でテストを受けなかった。

### 意見

秋田県英語能力判定テストを何らかの事情で受けることができなかった生徒のために、別途日を設けて受けさせるなど、県は、各学校に対する具体的なフォローについて指示することが望ましい。

## 2 5 青少年交流センター維持業務委託について

事業名	青少年交流センター維持業務委託
契約者名	財団法人秋田県青年会館
契約額	52,080 千円
随意契約理由	青少年交流センター条例第 8 条により体育施設及び宿泊施設の管理を財団法人秋田県青年会館に委託しているため単独随意契約とする。
指定管理者	平成 18 年度からは完全利用料金制による指定管理者制度。

### (1) 平成 17 年度の委託業務について

青少年交流センター維持業務委託は、青少年交流センターの宿泊施設以外の建物の管理及び使用料の徴収事務について財団法人秋田県青年会館に委託するものである。この他、秋田県は、財団法人秋田県青年会館に対して青少年交流センターの宿泊施設について、承認利用料金制による管理委託を行っている（平成 18 年度からは完全利用料金制による指定管理者委託をしている。）。

ここで、平成 17 年度の財団法人秋田県青年会館の決算書をみると、平成 17 年から 18 年にかけての燃料費の高騰による事業費の増加額のうち、県が補正予算の増額により対応できなかったもの（3 月分）について、宿泊施設以外の委託業務を計上する受託特別会計で支出せず、宿泊施設の委託業務を計上する宿泊特別会計から全て支出し、この操作により受託特別会計の当期収支差額はほぼ収支均衡に、宿泊特別会計の収支が赤字となっている。

このことは、青年会館の年々縮小される予算に対する対処の希薄さもあるが、結果として青年会館が外部要因の変化による損失を被っていることになる。

### (2) 青少年交流センターが抱える課題について

この青少年交流センターの政策目的は、青少年に対する教育、社会教育のために施設を利用することであるが、宿泊料金は条例により定められ、宿泊単価の安い青少年人数が増加しても、宿泊単価の高い協定料金人数が減ると、結果的に減収となるという構造的な問題がある。

さらに、稼働率が低い場合に、一般利用者を増加することにより収入を増加させることが考えられるが、公共教育施設という性格上、青年会館が努力して収入を増加させる余地が少ないと考えられる。

(表) 青少年交流センターの宿泊者数

	平成 16 年度	平成 17 年度	備考
収入	65,433 千円	61,814 千円	
宿泊者数	21,186 人	20,914 人	
うち、青少年人数	11,750 人	12,901 人	単価 2,100 円
うち、協定料金人数	4,013 人	2,531 人	単価 3,675 円～4,725 円
うち、一般人数	4,828 人	4,754 人	単価 3,465 円～5,775 円

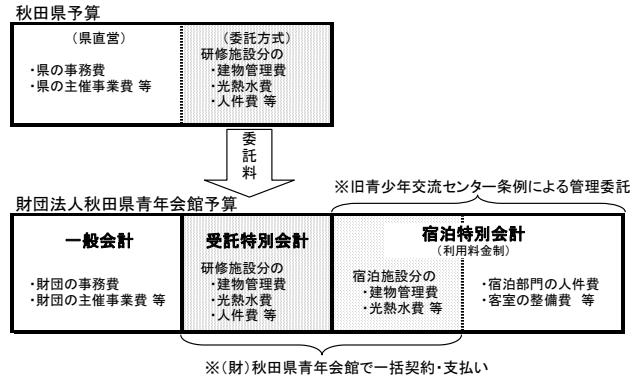
(3) 今後の青少年交流センターの運営について

平成 18 年度からは受託事業であった施設の維持管理は、青少年教育を行うために社会教育主事を置いていることなどから県が直営で行う一方で、宿泊施設については指定管理者制度を導入し、財団法人秋田県青年会館が指定管理者として宿泊施設を運営している。

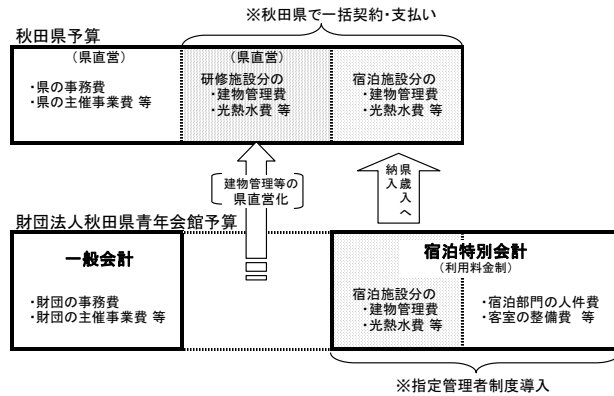
しかし、青少年交流センター全体の観点からは、現在のように建物の管理と宿泊事業を分けて運営することは必ずしも効率的でなく、指定管理者制度の導入方法又は業務の委託方法に工夫の余地があると考えられる。

## 秋田県青少年交流センターの維持経費について

### ■平成17年度まで



### ■平成18年度以降



## 意見

青少年交流センター全体の観点からは、現在のように建物の管理と宿泊事業を分けて運営することは必ずしも効率的でなく、指定管理者制度の導入方法又は業務の委託方法に工夫の余地があると考えられる。

よって、青少年交流センターの運営に関して、青少年教育も含めた全ての業務について指定管理者制度を導入するなど、効率的な運営が可能となる方策を検討されたい。また、青少年交流センターの宿泊料金のあり方を含め、政策目的を達成しつつ安定的な経営が可能となるよう制度のあり方を検討されたい。



## 2.6 交通事故防止業務委託の地区ごとの予算配分について

事業名	交通事故防止業務委託
契約者名	社団法人秋田県交通安全協会
契約額	7,560 千円
随意契約理由	組織的に、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の活動ができる唯一の機関であるため。

秋田県は、県内の交通事故防止のための施策として、社団法人秋田県交通安全協会（以下、「協会」という。）に交通事故防止業務を委託している。

委託内容は、主として、春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末の交通安全県民総ぐるみ運動期間中における街頭監視、誘導、家庭訪問、反射材の配布、飲酒運転防止のための飲食店訪問、各種広報活動、各種研修会及び講習会の実施等であり、平成 17 年度の交通事故防止業務委託実績は表のとおりであった。

交通事故防止業務の中心である街頭活動、夜間パトロール及び家庭訪問活動などの「交通安全活動の推進」に係る経費が、県内の増田、矢島及び二ツ井・藤里地区では 7 万円から 8 万円程度と他の地域に比較して低く、活動内容に地域的な偏りが大きいと思われる。

交通事故防止業務の県内各地域への予算配分は、それぞれの地域における事故発生件数や交通量の度合など、リスク要因を分析した上で、県が積極的に関与し指示すべきところであるが、協会に任せたままで、結果的に地域の実情に応じた適切な実施内容であったかを含めた事業効果の検証が十分になされていない。

(表) 平成 17 年度交通事故防止業務委託実績

(単位：円)

区 分 地 区	委託金額	交通安全活動 の推進	研修会の開催	安全教育の 推進 (2 輪車実 技指導講習)
鹿 角	281,000	281,000	0	0
比 内	174,000	174,000	0	0
大 館	402,000	361,653	40,347	0
鷹 巣	181,000	161,000	20,000	0
阿仁部	194,000	114,000	80,000	0
二ツ井・藤里	169,000	85,000	84,000	0
能代・山本	462,000	232,000	230,000	0
五城目	275,000	245,000	30,000	0
男 鹿	335,000	335,000	0	0
秋田臨港	462,000	411,250	50,750	0
秋 田	1,149,000	479,000	478,000	192,000
本 荘	544,000	184,000	184,000	176,000
矢 島	141,000	71,000	70,000	0
仁賀保	208,000	190,000	18,000	0
大 曲	482,000	419,647	62,353	0
六 郷	202,000	180,000	22,000	0
角 館	461,000	161,000	160,000	140,000
横 手	455,000	395,800	59,200	0
増 田	140,000	70,000	70,000	0
湯 沢	362,000	182,000	180,000	0
羽 後	161,000	131,000	30,000	0
県協会	320,000	0	320,000	0
合計	7,560,000	4,863,350	2,188,650	508,000

## 意 見

交通事故防止業務の県内各地域への予算配分等は、委託先である社団法人秋田県交通安全協会に任されているが、秋田県は、県内の事故発生件数や交通量の度合など、地域的なリスク要因の分析に基づいた合理的な事業内容を示した上で委託をし、さらに地域の実情に応じた適切な活動が行われたかどうかの事業効果の検証を行う必要がある。